

仰カニ
賢明ナル海軍當局ハ吾等ガ要求ヲ理解シ速ニ合理的ノ解
決ヲ共ニハラシム事ヲ
右決議ス

舞鶴共立會議題

十決議々案

一 既往ノ國際労働總會ニ於テ採擇セル條約案並ニ勸告ノ
實施促進ニ關スル件

(理由) 會議ニ參加スルニテ其決議事項ガ殆ンド實施セラレ

ナイニテ態々華盛頓ヤジエニハ迄出懸ケルコトハ無意義ナ
アル。殊ニ第一回總會ニ於テ我ガ政資代表ガ進言主張

ニ承認セラレタル所謂特殊國ノ規定其今日未ダ實施セザ
ル如キハ其労働者ニ對スル誠意ヲ缺キ外ハ世界列國ニ對
スル信義ニ悖ルモノナル第六回國際労働總會ヲ動機トシテ成

立テ本聯盟ニ特ニ労働條約ノ實施促進ニ努力スベキナル

年ノ
ニ共有組合ノ法人化及退職年金ニ關スル規定ノ改正促進ニ關スル件